国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則

（平成 18 年 10 月 11 日
規　則　第　45　号）

最終改正　令和７年３月４日規則第 70 号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）第 10 条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の再雇用職員の給与に関し、必要な事項を定める。

（法令との関係）

第２条　再雇用職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第３条　再雇用職員の給与は、本給、諸手当及び賞与とする。ただし、再雇用職員就業規則別表１の職種欄に掲げる教務補佐員、事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員、技能補佐員、労務補佐員及び保育補助員（以下「補佐員」という。）は、本給及び諸手当とする。

２　諸手当は、本給の調整額、管理職手当（再雇用職員就業規則別表１の職種欄に掲げる附属学校教員（以下「附属学校教員」という。）に限る。）、教職調整額（附属学校教員に限る。）、通勤手当、特殊勤務手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、幼児教育・看護業務等手当、医療従事手当、義務教育等教員特別手当（附属学校教員に限る。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当（附属学校教員に限る。）及び職務付加手当とする。ただし、本給の調整額の国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）別表第２－２調整基本額表（第 22 条関係）の職務の級の適用については、別表１に掲げる職務の級を当該職務の級とみなして取り扱うものとし、義務教育等教員特別手当の職員給与規則第 32 条第２項の規定の適用については、同項中「職務の級及び号俸の別に応じて、別表第６」とあるのは「国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則別表２」とする。

３　賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の計算期間）

第４条　本給及び諸手当の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給日）

第５条　本給、諸手当（研究代表者等特別手当を除く。）及び賞与の支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	支給日
本給 本給の調整額 管理職手当 教職調整額 通勤手当 幼児教育・看護業務等手当 医療従事手当 義務教育等教員特別手当 職務付加手当	その月の 17 日（ただし、17 日が日曜日に当たるときは 15 日（15 日が再雇用職員就業規則第９条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、18 日）、17 日が土曜日に当たるときは 16 日（16 日が休日に当たるときは 15 日）、17 日が休日かつ月曜日に当たるときは 18 日に支給する。）
特殊勤務手当 共同研究業績手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	翌月（ただし、特殊勤務手当のうち放射線取扱手当にあっては翌々月）の 17 日（ただし、17 日が日曜日に当たるときは 15 日（15 日が休日に当たるときは、18 日）、17 日が土曜日に当たるときは 16 日（16 日が休日に当たるときは 15 日）、17 日が休日かつ月曜日に当たるときは 18 日に支給する。）
賞与 （期末手当及び勤勉手当）	６月 30 日及び 12 月 10 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）

（再雇用職員の本給）

第６条　本給月額は、その者の職種の別に応じ、別表３に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

（再雇用短時間勤務職員の本給）

第７条　再雇用職員就業規則第３条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の本給月額は、前条の規定にかかわらず、これらの規定による本給月額に、その者の１週間当たりの勤務時間をフルタイム勤務者の１週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

２　再雇用短時間勤務職員のうち本給の調整額が支給される者の前項の本給月額の決定については、「これらの規定による本給月額」を「これらの規定による本給月額に本給の調整額を加えた額」に読み替えて適用するものとする。

（諸手当）

第８条　諸手当の支給については、職員給与規則第 22 条、第 23 条（附属学校教員に限る。）、第 24 条（附属学校教員に限る。）、第 29 条、第 31 条、第 31 条の３、第 31 条の４（再雇用短時間勤務職員にあっては、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則第 15 条の 17）、第 31 条の５、第 32 条（附属学校教員に限る。）、第 33 条から第 36 条まで、第 37 条（附属学校教員に限る。）及び第 38 条の規定を準用する。ただし、再雇用短時間勤務職員が、１日の勤務が７時間 45 分又は１週の勤務が 38 時間 45 分内において職員の勤務時間を超えて勤務した全時間に対しては、勤務１時間当たりの給与額の 100 分の 100 を支給する。

２　前項に掲げるもののほか、医学部附属病院及び医事課において業務に従事する再雇用職員のうち、その職種が事務補佐員（病棟クラーク、外来クラーク、診療情報管理士又は医療秘書とする。）、医療補佐員又は技能補佐員（調理師とする。）である者に、月額 4,300 円の医療従事手当を支給する。ただし、再雇用短時間勤務職員については、医療従事手当の月額にその者の１週間当たりの勤務時間をフルタイム勤務者の１週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を月額として支給し、その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（賞与）

第８条の２　期末手当及び勤勉手当を、次の条に規定するほか職員給与規則に定める国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第３条第１項に規定する職員の例に準じて支給する。

第８条の３　期末手当支給割合は、100 分の 70 とし、勤勉手当支給割合は、基準日以前６月以内の期間におけるその者の勤務成績（学長が別に定めるものは、直近の人事評価の結果及び基準日以前６月以内の期間における勤務の状況）に応じた別に定める割合とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に前項の支給割合を乗じて得た額とし、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に 100 分の 50 を乗じて得た額の総額の範囲内の額とし、それぞれの額に、基準日前６月以内におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

３　前項の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（基準日前１月以内に退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給月額、本給の調整額の月額、教職調整額の月額（附属学校教員に限る。）及び本給月額と本給の調整額の月額の合計額に次の表に定める職名に応じた加算割合を乗じて得た額の合計額とする。

職名	加算割合
主任（再雇用職員）、教室系技術職員（再雇用職員）	100 分の 5
教授（再雇用大学教員）	100 分の 15
准教授（再雇用大学教員）、講師（再雇用大学教員）	100 分の 10
助教（再雇用大学教員）、助手（再雇用大学教員）	100 分の 5
副校長（再雇用附属学校教員）、副園長（再雇用附属学校教員）、主幹教諭（再雇用附属学校教員）、教諭（再雇用附属学校教員）	100 分の 10
薬剤師（再雇用職員）、診療放射線技師（再雇用職員）、栄養士（再雇用職員）、臨床検査技師（再雇用職員）、理学療法士（再雇用職員）、作業療法士（再雇用職員）、言語聴覚士（再雇用職員）、歯科衛生士（再雇用職員）、歯科技工士（再雇用職員）、臨床工学技士（再雇用職員）、視能訓練士（再雇用職員）、医療技術職員（再雇用職員）、公認心理師（再雇用職員）、臨床心理士（再雇用職員）、認定遺伝カウンセラー（再雇用職員）	100 分の 5
看護師（再雇用職員）、助産師（再雇用職員）、衛生管理者（再雇用職員）	100 分の 5

（給与の減額）

第９条　職員が勤務しないときは、休日である場合、再雇用職員就業規則第９条に規定する休暇（有給の休暇に限る。）による場合、職員就業規則第 29 条（補佐員については国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第 22 条）の規定の準用により業務の遂行を免除された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、職員給与規則第 11 条の規定を準用して算定した勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、職員給与規則第 11 条中「及び幼児教育・看護業務等手当」とあるのは、「、幼児教育・看護業務等手当及び医療従事手当」と読み替えるものとする。

（その他）

第10条　給与の支払いその他この規則に定めのない事項については、職員給与規則を準用する。

２　前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

附　則

この規則は、平成18年10月11日から施行する。

附　則（平成19年３月12日規則第96号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月11日規則第115号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日規則第96号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年11月22日規則第47号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年１月26日規則第56号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月24日規則第97号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月25日規則第７号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成24年５月１日から施行する。

（補佐員以外の再雇用職員の本給月額等の減額支給等）

第２条　この規則の施行日から平成26年３月31日までの間（以下「特例期間」という。）、補佐員以外の再雇用職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　本給月額　再雇用職員給与規則第６条に掲げる本給表の適用を受ける補佐員以外の再雇用職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

本給表	職名	割合
一般職本給表（一）	主任(再雇用職員)、教室系技術職員(再雇用職員)	100 分の 4.77
教育職本給表（一）	教授(再雇用大学教員)	100 分の 9.77
	講師(再雇用大学教員)、准教授（再雇用大学教員）	100 分の 7.77
	助手(再雇用大学教員)、助教（再雇用大学教員）	100 分の 4.77
教育職本給表（二）	教諭(再雇用附属学校教員)	100 分の 4.77
教育職本給表（三）	教諭(再雇用附属学校教員)	100 分の 4.77
医療職本給表（二）	薬剤師（再雇用職員)、診療放射線技師（再雇用職員)、栄養士（再雇用職員)、臨床検査技師（再雇用職員)、理学療法士(再雇用職員)、作業療法士(再雇用職員)、言語聴覚士(再雇用職員)、歯科衛生士（再雇用職員)、歯科技工士(再雇用職員)、臨床工学技士（再雇用職員)、視能訓練士(再雇用職員)、医療技術職員（再雇用職員）	100 分の 4.77
医療職本給表（三）	看護師（再雇用職員)、助産師（再雇用職員)、衛生管理者（再雇用職員）	100 分の 4.77

(2)　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(3)　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

2　特例期間においては、補佐員以外の再雇用職員に対する再雇用職員給与規則第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与規則第 11 条の規定にかかわらず、同条

の規定により算出した給与額から、本給の月額を毎年４月１日を起算日とした１年間における１月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

３　特例期間においては、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 24 年規則第３号）附則第２条第２項の規定は、補佐員には適用しないものとする。

附　則（平成 25 年７月 25 日規則第 32 号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 25 年７月 25 日から施行する。

（特例調整手当）

第２条　平成 25 年度に限り、特例措置として、平成 25 年７月１日に在職する再雇用職員のうち平成 24 年規則第７号第２条の規定の適用を受ける次に掲げる者以外の者に対し、平成 25 年８月の給与の支給日に特例調整手当を支給する。

(1)　休職者（職員就業規則第 13 条の規定により休職にされている職員をいう。ただし、職員給与規則第 45 条第１項から第５項までの規定の適用を受けている休職者を除く。）

(2)　停職者（職員就業規則第 65 条第３号の規定により停職にされている職員をいう。）

(3)　育児休業職員（国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第３条に規定する育児休業の適用を受けている職員をいう。）

(4)　介護休業職員（国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則第４条に規定する介護休業の適用を受けている職員をいう。）

２　特例調整手当の額は、次に掲げる平成 24 年規則第７号第２条第１項第１号に定める当該職員に適用される支給減額率の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)　100 分の 4.77 である職員　　30,000 円

(2)　100 分の 7.77 である職員　　20,000 円

(3)　100 分の 9.77 である職員　　15,000 円

附　則（平成 26 年３月 26 日規則第 102 号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 26 年４月１日から施行する。

（定年年齢の見直しに伴う経過措置）

第２条　平成 26 年度及び平成 27 年度に限り、別表２に定める「教育職本給表（一）」の適用を受ける職員のうち、教授（再雇用大学教員）及び准教授（再雇用大学教員）の本給

月額については、次の表により読み替えて適用する。

本給表	職名	本給月額	備考
教育職本給表（一）	教授（再雇用大学教員）	522,700 円	
	准教授（再雇用大学教員）	412,500 円	

附　則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 27 年１月１日から施行し、平成 26 年 12 月１日に在職する再雇用職員に対し、平成 26 年４月１日から適用する。

（平成 26 年 12 月期における勤勉手当の特例）

第２条　平成 26 年 12 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第２項中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」とする。

附　則（平成 27 年３月 25 日規則第 115 号）

この規則は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年２月 24 日規則第 68 号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 28 年２月 24 日から施行し、平成 28 年２月１日に在職する再雇用職員に対し、平成 27 年４月１日から適用する。

（平成 27 年度における勤勉手当の特例）

第２条　平成 27 年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第２項中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 35」と、平成 27 年 12 月期においては、同項中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40」とする。

附　則（平成 28 年２月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年２月 24 日から施行し、平成 28 年２月１日に在職する再雇用職員に対し、平成 27 年４月１日から適用する。

附　則（平成 29 年１月 20 日規則第 52 号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 29 年１月 20 日から施行し、平成 29 年１月１日に在職する再雇用職員に対し、平成 28 年４月１日から適用する。

（平成 28 年度における勤勉手当の特例）

第２条　平成 28 年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則

第８条の３第２項中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 37.5」と、平成 28 年 12 月期においては、同項中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 42.5」とする。

附　則（平成 30 年１月 18 日規則第 37 号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 30 年１月 18 日から施行し、平成 30 年１月１日に在職する再雇用職員に対し、平成 29 年４月１日から適用する。

（平成 29 年度における勤勉手当の特例）

第２条　平成 29 年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第２項中「100 分の 42.5」とあるのは「100 分の 40」と、平成 29 年 12 月期においては、同項中「100 分の 42.5」とあるのは「100 分の 45」とする。

附　則（平成 31 年１月 16 日規則第 56 号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 31 年１月 16 日から施行し、平成 31 年１月１日に在職する再雇用職員に対し、平成 30 年４月１日から適用する。

（平成 30 年度における期末手当の特例）

第２条　平成 30 年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第１項中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 65」と、平成 30 年 12 月期においては、同項中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 80」とする。

（平成 30 年度における勤勉手当の特例）

第３条　平成 30 年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第２項中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 42.5」と、平成 30 年 12 月期においては、同項中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 47.5」とする。

附　則（令和２年３月 24 日規則第 84 号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、別表１の医療補佐員（診療放射線技師）（再雇用職員）に係る規定については、令和２年３月 24 日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則（令和２年９月 17 日規則第７号）

この規則は、令和２年９月 17 日から施行する。

附　則（令和３年３月 19 日規則第 62 号）

この規則は、令和３年３月 19 日から施行し、令和２年 11 月１日から適用する。

附　則（令和４年６月 13 日規則第 17 号）

この規則は、令和４年６月 13 日から施行し、令和４年６月１日から適用する。

附　則（令和４年６月 13 日規則第 19 号）

この規則は、令和４年６月 13 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和５年１月 31 日規則第 73 号）

（施行日）

第１条　この規則は、令和５年１月 31 日から施行し、令和５年１月 31 日に在職する再雇用職員に対し、令和４年４月１日から適用する。

（令和４年度における勤勉手当の特例）

第２条　令和４年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第２項中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 45」と、令和４年 12 月期においては、同項中「100 分の 47.5」とあるのは「100 分の 50」とする。

附　則（令和５年３月 24 日規則第 116 号）

この規則は、令和５年３月 24 日から施行する。

附　則（令和５年１月 31 日規則第 74 号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月 29 日規則第 47 号）

（施行日）

第１条　この規則は、令和６年１月 29 日から施行し、令和６年１月１日に在職する再雇用職員に対し、令和５年４月１日から適用する。

（令和５年度における期末手当の特例）

第２条　令和５年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第１項中「100 分の 68.75」とあるのは「100 分の 67.5」と、令和５年 12 月期においては、同項中「100 分の 68.75」とあるのは「100 分の 70」とする。

（令和５年度における勤勉手当の特例）

第３条　令和５年６月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第２項中「100 分の 48.75」とあるのは「100 分の 47.5」と、令和５年 12 月期においては、同項中「100 分の 48.75」とあるのは「100 分の 50」とする。

附　則（令和６年３月 26 日規則第 81 号）

この規則は、令和６年３月 26 日から施行し、令和６年２月１日から適用する。

附　則（令和６年 12 月 13 日規則第 46 号）

この規則は、令和６年 12 月 13 日から施行し、令和６年 12 月１日に在職する再雇用職員に対し、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和６年 12 月 13 日規則第 47 号）

この規則は、令和６年 12 月 13 日から施行し、令和６年 12 月１日に在職する再雇用職員に対し、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和７年３月４日規則第 70 号）

（施行日）

第１条　この規則は、令和７年３月４日から施行し、令和７年３月１日に在職する再雇用職員に対し、令和６年 12 月１日から適用する。

（令和６年 12 月期における期末手当の特例）

第２条　令和６年 12 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第１項中「100 分の 70」とあるのは「100 分の 71.25」とする。

（令和６年 12 月期における勤勉手当の特例）

第３条　令和６年 12 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第８条の３第２項中「100 分の 50」とあるのは「100 分の 51.25」とする。

別表１（第３条関係）

本給表	職名	職務の級
一般職本給表（一）	主任（再雇用職員）、教室系技術職員（再雇用職員）	３級
	事務補佐員（再雇用職員）、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）（再雇用職員）	１級
一般職本給表（二）	医療補佐員（看護助手）（再雇用職員）	１級
教育職本給表（一）	教授（再雇用大学教員）	５級
	准教授（再雇用大学教員）	４級
	講師（再雇用大学教員）	３級
	助教（再雇用大学教員）	２級
	助手（再雇用大学教員）	１級
教育職本給表（二）	副校長（再雇用附属学校教員）	３級
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	特２級
	教諭（再雇用附属学校教員）	２級
教育職本給表（三）	副校長（再雇用附属学校教員）、副園長（再雇用附属学校教員）	３級
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	特２級
	教諭（再雇用附属学校教員）	２級
医療職本給表（二）	診療放射線技師（再雇用職員）、臨床検査技師（再雇用職員）、医療補佐員（診療放射線技師）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床検査技師）（再雇用職員）	２級
医療職本給表（三）	看護師（再雇用職員）、助産師（再雇用職員）、衛生管理者（再雇用職員）、医療補佐員（看護師）（再雇用職員）、医療補佐員（助産師）（再雇用職員）	２級
	医療補佐員（准看護師）（再雇用職員）	１級

別表２（第３条関係）

附属学校教員の義務教育等教員特別手当の月額

本給表	職名	職務の級	月額
教育職本給表（二）	副校長（再雇用附属学校教員）	３級	12,800 円
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	特２級	11,300 円
	教諭（再雇用附属学校教員）	２級	9,700 円
教育職本給表（三）	副校長（再雇用附属学校教員） 副園長（再雇用附属学校教員）	３級	12,800 円
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	特２級	11,300 円
	教諭（再雇用附属学校教員）	２級	9,700 円

別表３（第６条関係）

本給表	職名	本給月額	備考
一般職本給表（一）	主任（再雇用職員）、教室系技術職員（再雇用職員）	219,500 円	
	事務補佐員（再雇用職員）、事務補佐員（病棟クラーク）（再雇用職員）、事務補佐員（外来クラーク）（再雇用職員）、事務補佐員（診療情報管理士）（再雇用職員）、技術補佐員（再雇用職員）、技術補佐員（実習助手）（再雇用職員）、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）（再雇用職員）、事務補佐員（医療秘書）（再雇用職員）	170,000 円	

一般職本給表（二）	技術補佐員（動物飼育員）（再雇用職員）、医療補佐員（再雇用職員）、医療補佐員（看護助手）（再雇用職員）、医療補佐員（薬剤助手）（再雇用職員）、医療補佐員（検査助手）（再雇用職員）、医療補佐員（医療機器操作（運転）員）（再雇用職員）、医療補佐員（医療技術補助員）（再雇用職員）、技能補佐員（自動車運転手）（再雇用職員）、技能補佐員（調理師）（再雇用職員）、技能補佐員（実験助手）（再雇用職員）、技能補佐員（ボイラ技士）（再雇用職員）、技能補佐員（機械操作員）（再雇用職員）、労務補佐員（用務員）（再雇用職員）	170,000 円	
教育職本給表（一）	教授（再雇用大学教員）	406,100 円	
	准教授（再雇用大学教員）	321,200 円	
	講師（再雇用大学教員）	299,000 円	
	助教（再雇用大学教員）	288,000 円	
	助手（再雇用大学教員）	240,100 円	
	教務補佐員（再雇用職員）	170,000 円	
教育職本給表（二）	副校長（再雇用附属学校教員）	344,300 円	附属特別支援学校教員
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	308,200 円	
	教諭（再雇用附属学校教員）	279,100 円	
教育職本給表（三）	副校長（再雇用附属学校教員）、副園長（再雇用附属学校教員）	337,500 円	附属幼稚園教員、附属小学校教員、附属中学校教員
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	303,400 円	
	教諭（再雇用附属学校教員）	276,000 円	
	保育補助員（再雇用職員）	170,000 円	
医療職本給表（二）	薬剤師（再雇用職員）、診療放射線	219,600 円	

	技師（再雇用職員）、栄養士（再雇用職員）、臨床検査技師（再雇用職員）、理学療法士（再雇用職員）、作業療法士（再雇用職員）、言語聴覚士（再雇用職員）、歯科衛生士（再雇用職員）、歯科技工士（再雇用職員）、臨床工学技士（再雇用職員）、視能訓練士（再雇用職員）、医療技術職員（再雇用職員）、公認心理師（再雇用職員）、臨床心理士（再雇用職員）、認定遺伝カウンセラー（再雇用職員）		
	医療補佐員（薬剤師）（再雇用職員）、医療補佐員（診療放射線技師）（再雇用職員）、医療補佐員（栄養士）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床検査技師）（再雇用職員）、医療補佐員（理学療法士）（再雇用職員）、医療補佐員（作業療法士）（再雇用職員）、医療補佐員（言語聴覚士）（再雇用職員）、医療補佐員（歯科衛生士）（再雇用職員）、医療補佐員（歯科技工士）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床工学技士）（再雇用職員）、医療補佐員（視能訓練士）（再雇用職員）、医療補佐員（医療技術職員）（再雇用職員）、医療補佐員（公認心理師）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床心理士）（再雇用職員）、医療補佐員（認定遺伝カウンセラー）（再雇用職員）	170,000 円	

医療職本給表（三）	看護師（再雇用職員）、助産師（再雇用職員）、衛生管理者（再雇用職員）	239,700 円	
	医療補佐員（看護師）（再雇用職員）、医療補佐員（助産師）（再雇用職員）、医療補佐員（准看護師）（再雇用職員）、医療補佐員（衛生管理者）（再雇用職員）	170,000 円	